

第2期清川村自殺対策計画



令和6年3月

清 川 村

はじめに

国において、2006年（平成18年）に「自殺対策基本法」が制定されて以降、国、県、市町村そして地域が連携し自殺対策を総合的に推進したことにより「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

全国的な自殺者数は、年間2万人台まで減少してきたものの、依然として高い水準で推移しており、特に近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、女性や子ども・若者の自殺者の増加が見られ、更なる自殺対策の推進が必要です。

2016年（平成28年）「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。本村においても令和元年10月に第1期となる「清川村自殺対策計画」を策定し、計画に沿って取組を推進してきましたが計画期間が満了することから、このたび「第2期清川村自殺対策計画」を策定いたしました。

「村民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることのない村」を目指し、関係団体や関係行政機関等がさらに連携を深めていただくとともに、尊い命を救うため、各種自殺対策に関する施策を総合的・効果的に展開してまいります。

計画の推進にあたりましては、行政だけではなく、村民の皆様や地域、関係団体等との協働により推進していくことが必要であり、今後も皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

自殺対策は、命を守るということをご理解いただくとともに、心の健康問題の重要性を再認識いただくことを願っています。



令和6年3月

清川村長 岩澤吉美

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨等

- 1-1 計画策定の趣旨 1
- 1-2 計画の位置付け 2
- 1-3 計画の期間 2

第 2 章 清川村における自殺の現状

- 2-1 自殺の現状 3
- 2-2 第 1 期計画の取組状況 3

第 3 章 自殺対策の取り組み

- 3-1 基本的な考え方 5
- 3-2 基本目標 6

第 4 章 計画の推進

- 4-1 基本施策 6

第 1 章 計画策定の趣旨等

1-1 計画策定の趣旨

日本の自殺者数は、1998年（平成10年）に急増して3万人を超え、その後も高い水準で推移し、2006年（平成18年）に自殺対策基本法が制定され、2007年（平成19年）には、政府が推進すべき自殺対策の指針として、「自殺総合対策大綱」が策定されました。

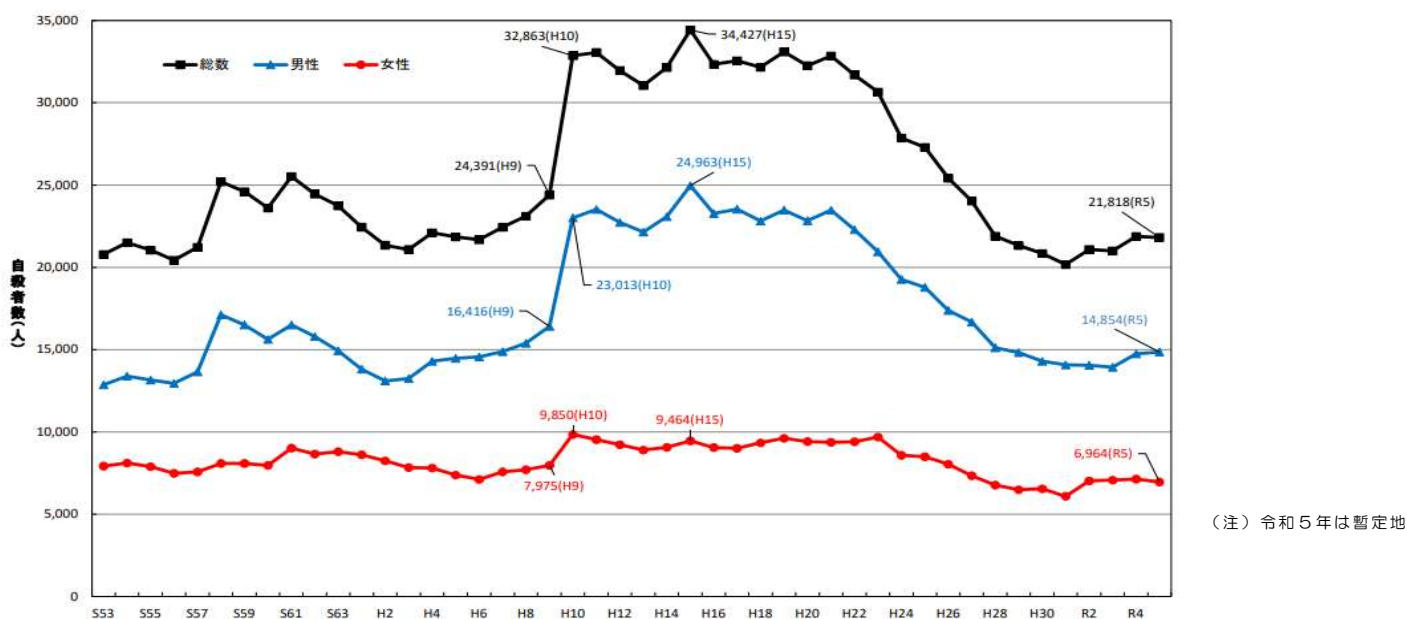
そして、2016年（平成28年）に自殺対策基本法が改正され、市区町村は自殺対策を効果的に進めるため、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、自殺対策計画を策定するものとされました。

また、2017年（平成29年）には、法改正に伴う「自殺総合対策大綱」の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組支援の強化や子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策のさらなる推進が新たに加えられました。さらに、2022年（令和4年）には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、新たに取り組むべき施策として子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化などが盛り込まれました。

自殺は、個人的な問題ではなく、その背景には、さまざまな社会的要因があることを踏まえて、社会的な取り組みとして実施しなければなりません。

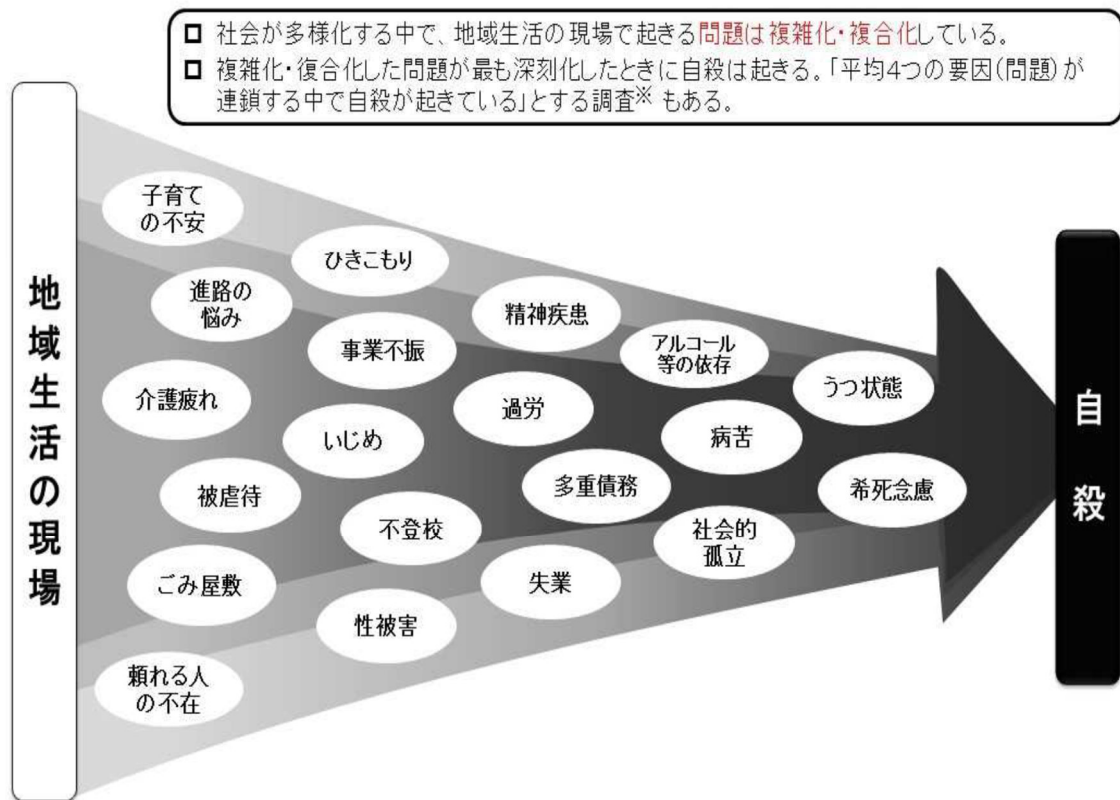
このたび、村では「清川村自殺対策計画（第1期）」の計画期間が満了することから、こうした自殺対策に関する状況や動向、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、本村の自殺対策を引き続き総合的かつ効果的に進めていくために策定するものです。

図 1 全国の自殺者数の男女別推移（令和5年警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成）



（注）令和5年は暫定地

図2 自殺の危機要因イメージ図(令和5年厚労省「地域自殺対策計画」の策定・見直しの手引資料)



1-2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として、「第4次清川村総合計画(令和6年度～令和15年度)」及び「第2期清川村健康増進計画・食育推進計画(平成26年度～令和6年度)」など関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

なお、国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 清川村の現状

2-1 自殺の現状

本村は、人口規模が小さいため、統計から村の特徴を見出すことは困難ですが、国が設置する自殺総合対策推進センターが作成した地域自殺実態プロフィールによると、村民の自殺者数は、平成29年から令和4年の6年間の合計で1人となっています。第1期計画時と比較し自殺者数の発見地及び住居地ともに減少しています。

村民の自殺者数の推移（平成29年～令和4年）

	平成24年～28年	平成29年～令和3年
発見地	15人	5人
住居地	6人	1人
比率 (発見地÷住居地)	250%	500%

(令和5年警察庁自殺統計(自殺日・住居地)資料)

2-2 第1期計画の取組状況

(1) 普及啓発

毎年、自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)に重点をおいて、自殺予防に関する普及啓発を実施しました。

実施内容	実施状況
ミコのぼり旗の設置	やまびこ館・図書館に3月に設置
自殺予防啓発看板の設置	やまびこ館に9月と3月に設置
懸垂幕の設置	せせらぎ館に9月と3月に設置
精神保健啓発資料の配架	やまびこ館、せせらぎ館などに配架
いのちに関する図書コーナーの設置	図書館に3月に設置
広報紙の掲載	広報紙2月号または3月号に掲載

(2) 相談体制の充実

①メンタルヘルス相談及びこころの相談

こころの健康、社会復帰、精神疾患の治療や対応などに精神科医師によるメンタルヘルス相談や臨床心理士によるこころの相談の個別相談を行っています。年々相談件数は増加しています。

年 度	相談件数	回 数	内 容
平成29年	9件	6回	認知症、うつ病、統合失調症、知的障害、ひきこもり、その他
平成30年	7件	6回	
令和 元年	18件	6回	
令和 2年	23件	6回	
令和 3年	28件	6回	
令和 4年	41件	6回	

②清川村健康相談24

健康に関する知識の啓発、生活習慣の改善、健康の保持促進、疾病予防、介護予防の観点、村民が気軽に利用できる専門家による24時間・年中無休の電話相談サービスを実施しています。ストレス・メンタルヘルスの相談件数は、年々増加しています。

年 度	利用総件数	ストレス・メンタルヘルス相談件数
平成29年	49件	2件
平成30年	51件	5件
令和 元年	99件	8件
令和 2年	114件	16件
令和 3年	71件	16件
令和 4年	112件	18件

③その他の相談

健康相談、高齢者への総合相談・介護相談・認知症介護相談、障がい者相談を実施し、心身の相談などに対応しています。

(3) 人材育成・地域の見守り体制づくり

地域住民や関係団体などが自殺支援に関する知識と技術を習得できるようゲートキーパー養成研修を実施しました。

実施内容	実施状況
ゲートキーパー養成研修	<ul style="list-style-type: none">・新規採用の役場職員（毎年）・他町行政職員と合同開催（1回）・住民（1回）

(4) ハイリスク地対策

宮ヶ瀬湖などのハイリスク地に対し、国・県や警察、消防、道路管理者など関係機関と連携しパトロールをしながら、情報共有や橋の補修などを実施しました。

実施内容	実施状況
観光地の自殺対策パトロール	<ul style="list-style-type: none">・夜間パトロールを年3回・村独自のパトロールを月2回・ハイリスク地連絡会にて関係機関との情報交換、現地確認の実施

第3章 自殺対策の取り組み

3-1 基本的な考え方

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめ・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができ、「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策と有機的な連携が図られ、「生きることへの包括的な支援」として実施しなければなりません。

このことから、若年者から働き盛り世代、中高年や高齢者の幅広い年代を対象

として、自殺予防のための対策を進めていきます。

3-2 基本目標

国の自殺対策が最終的に目指すものは、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現であり、国の当面の目標としては令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。

また、神奈川県計画である「かながわ自殺対策計画」(第2期)でも、平成30年度から令和9年度までの10年間で30%以上減少させることとしています。

本村では、村民一人ひとりがつながり、支え合うことで、自分らしく生きる喜びを実感でき、「誰も自殺に追い込まれることのない村」の実現を目指します。

第4章 計画の推進

4-1 基本施策

(1) 普及啓発

自殺対策基本法に規定する自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)において、国及び地方公共団体、関係団体、民間団体などが連携して、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、啓発活動を推進するものとしています。

このため、自殺についての誤解や偏見をなくし、自身や周囲の人の心の不調や自殺のサインに気付き、適切に対応できるよう、正しい知識や情報の普及啓発に努めます。

施策の方向	内容
普及啓発	ミニのぼり旗の設置(やまびこ館・図書館)
	自殺予防啓発看板の設置(やまびこ館)
	懸垂幕の設置(せせらぎ館)
	精神保健啓発資料の配架(やまびこ館及びせせらぎ館など)
	いのちに関する図書コーナーの設置(図書館)
	広報紙への掲載

(2) 相談体制の充実

村民一人ひとりが早期に相談でき、適切な対処方法が得られるよう、電子メールや電話などによる相談体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育・労働・その他関係機関との連携強化に努めます。

施策の方向	内 容
相談体制の充実	メンタルヘルス相談（精神科医師）
	こころの相談室（臨床心理士）
	健康相談
	清川村健康相談24
	高齢者への総合相談
	介護相談
	認知症介護相談
	障がい者（身体・知的・精神）相談

(3) 人材育成・地域の見守り体制づくり

村民一人ひとりが悩みを抱えた方の自殺のサインに気付いて、相談機関につながりための知識と技術を習得できるよう、村民をはじめ、関係機関や団体などを対象とした「ゲートキーパー養成研修」を実施し、人材育成及び地域の見守り体制づくりに努めます。

施策の方向	内 容
人材育成・地域見守り体制づくり	ゲートキーパー養成研修 対象：ハイリスク地の近隣に居住している人や勤務している方など

(4) ハイリスク地対策

本村は、宮ヶ瀬湖などのハイリスク地を有し、県内でも自殺者数が多くなっていることから、自殺を未然に防ぐため、国・県や警察・消防などの関係機関と連携し、パトロールにより自殺を考えている人への声かけの実施、橋などの道路施設の環境対策を推進します。

施策の方向	内 容
ハイリスク地対策	観光地の自殺対策パトロール
	情報交換

(5) 子ども・若者の自殺対策の推進

国の統計によると、20歳未満の自殺者数は増加傾向にあり、児童・生徒が抱えている課題は多様化・複雑化し表面化しない場合もあります。本村でも子どもの自殺の未然防止のためICTを活用したプログラムなどを利用し、学校や教育委員会、児童相談所、医療機関、警察、民生委員、児童委員などの関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

また、不登校やひきこもりへの相談支援や訪問支援などに取り組みます。

施策の方向	内 容
子ども・若者の自殺対策の推進	ICT を活用しハイリスクのある子どもへの支援体制を強化
	メンタルヘルス相談（精神科医）
	こころの相談室（臨床心理士）
	メール配信

(6) 女性の自殺対策の推進

妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえ、女性の自殺対策に取り組みます。

施策の方向	内 容
女性の自殺対策の推進	妊産婦健診などを通し、切れ目のない支援の充実
	伴走型相談支援体制の充実

第2期清川村自殺対策計画
(令和6年度～令和10年度)

発行 令和6年3月
編集 清川村子育て健康福祉課
住所 〒243-0195
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
電話 046-288-3861